

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社横河ブリッジホールディングス			コード	5911
提出日	2023/6/8	異動（予定）日	2023/6/28		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	黒本 和憲	社外取締役	○													○		有
2	天野 玲子	社外取締役	○										△					有
3	神野 秀磨	社外取締役	○													○	新任	有
4	志々目 昌史	社外監査役	○													○		有
5	吉川 智三	社外監査役	○							△								有
6	尾崎 聖治	社外監査役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		経済界において要職を歴任され、これまで培ってきた豊富なビジネス経験および技術に関する幅広い見識を当社取締役会の意思決定および取締役の職務の執行の監督などに活かしていただきたいためであります。 また、黒本和憲氏は、東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないと判断し、同氏を独立役員として選任しております。
2	2014年9月まで当社の取引先である鹿島建設株式会社の業務執行者でありました。その時の取引の内容等に照らしては、株主、投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	経済界において要職を歴任され、これまで培ってきた豊富なビジネス経験および技術に関する幅広い見識を当社取締役会の意思決定および取締役の職務の執行の監督などに活かしていただきたいためであります。 また、天野玲子氏は、東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないと判断し、同氏を独立役員として選任しております。
3		経済界において要職を歴任され、これまで培ってきた豊富なビジネス経験および幅広い見識を当社取締役会の意思決定および取締役の職務の執行の監督などに活かしていただきたいためであります。 また、神野秀磨氏は、東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないと判断し、同氏を独立役員として選任しております。
4		弁護士として企業法務に精通し、これまで培ってきた豊富な経験および幅広い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。 また、志々目昌史氏は、東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないと判断し、同氏を独立役員として選任しております。
5	2010年3月まで当社の主要借入先である株式会社みずほ銀行の業務執行者でありました。その時の取引の内容等に照らしては、株主、投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	経済界において財務・経営企画等の要職を歴任され、財務および会計に関する相当程度の知見ならびに経営全般に関する幅広い知見を有しており、これらを当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。 また、吉川智三氏は、東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないと判断し、同氏を独立役員として選任しております。
6		経済界において要職を歴任され、これまで培ってきた豊富なビジネス経験および幅広い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためです。 また、尾崎聖治氏は、東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主との利益相反が生ずる恐れがないと判断し、同氏を独立役員として選任しております。

4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。